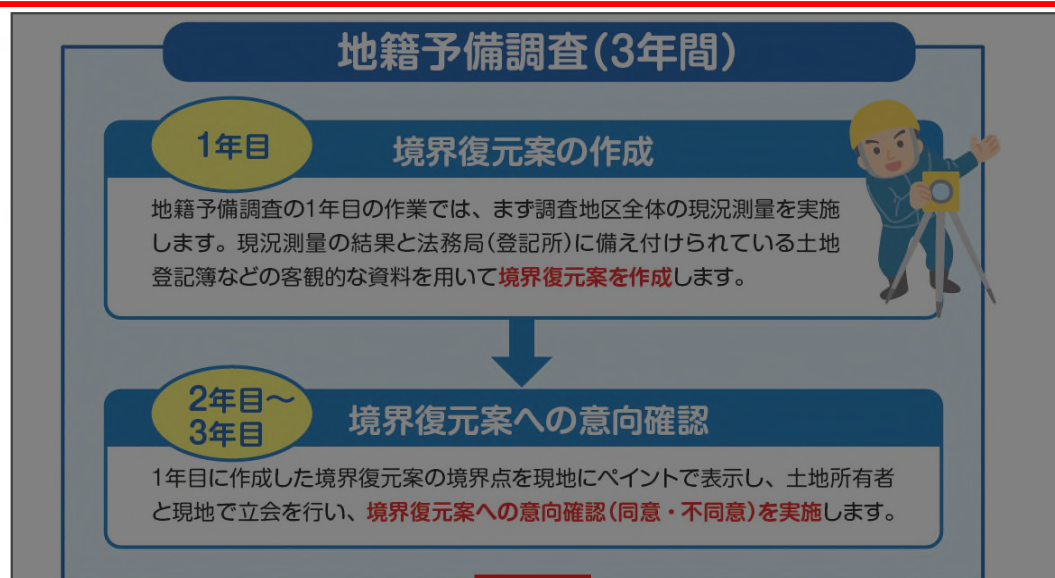


## 《今後について》

### ◎全同意が得られなかった区画 → 地籍本調査を実施しません

地籍予備調査結果図(別紙1)の                      で囲まれた区画については、境界復元案に対する全同意が得られませんでしたので、登記事務までを行う国土調査法に基づいた地籍本調査へは移行しません。



### 全ての土地所有者から同意が得られなかった区画については、 地籍本調査へ移行しません

1つの区画のうち、同意が得られない土地が1つでもあった場合には、隣接の土地で同意が得られていたとしても、地籍本調査へは移行せず、浦安市地籍予備調査は終了となります。

#### ※売買や相続等により境界を確認する必要がある場合

地籍本調査に移行しなかった区画の土地境界は現状のまま(現登記状態のまま)となりますが、境界を明確にする必要がある際には、土地所有者が境界の確定を行う通常の手続きが必要となります。(その場合には、別途、土地家屋調査士などにご相談ください。)

#### ※売買や相続等により境界を確認する必要がある場合

地籍予備調査で設置したプレート等は、隣接する土地所有者の方々でご同意いただいたものとなりますので、今後土地所有者の方々によって境界を確認する際のご参考としてください。